

○現場代理人の常駐に係る取扱いについて 新旧対照表

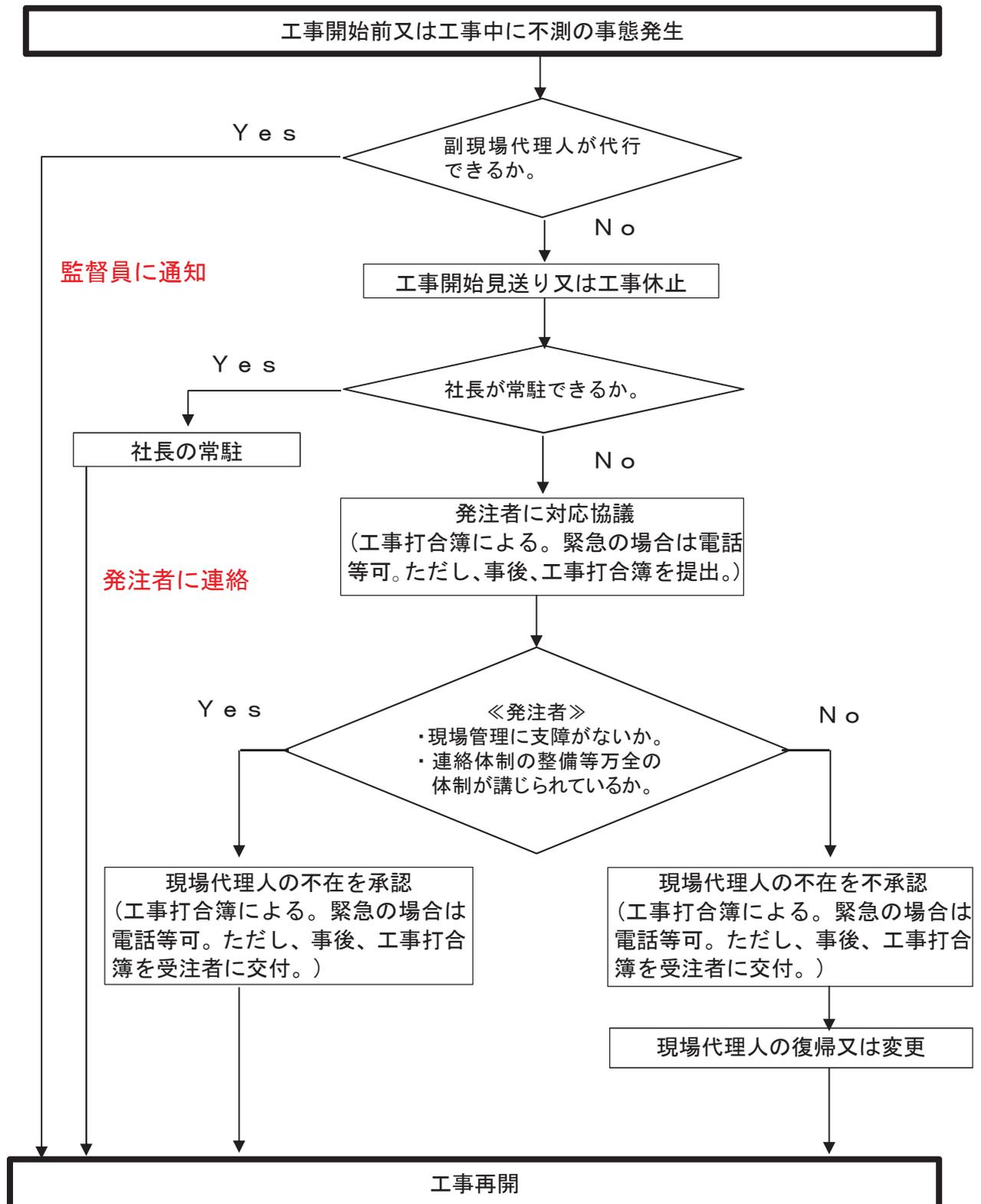
改正後	改正前
<p style="text-align: right;">R 6.6.1 改正</p> <p style="text-align: center;">現場代理人の常駐に係る取扱いについて</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 不測の事態において、約款第64条の規定により常駐義務が緩和できる場合 省略</p> <p>① 省略</p> <p>② ①によりがたい場合は、現場作業を休止し、原則として現場代理人に代わり社長が常駐するなど、現場の<u>運営</u>、<u>取締り</u>を行う体制が整った段階で<u>発注者に連絡のうえ</u>、<u>工事を再開する</u>。</p>	<p style="text-align: right;">R 5.10.1 改正</p> <p style="text-align: center;">現場代理人の常駐に係る取扱いについて</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 不測の事態において、約款第64条の規定により常駐義務が緩和できる場合 省略</p> <p>① 省略</p> <p>② ①によりがたい場合は、現場作業を休止し、原則として現場代理人に代わり社長が常駐するなど、現場の<u>運営</u> <u>取締り</u>を行う体制が整った段階で_____ <u>工事を再開する</u>。</p>

不測の事態が生じた場合における現場代理人の常駐の取扱いフローを次のように改める。

不測の事態が生じた場合における現場代理人の常駐の取扱いフロー

【不測の事態の例】

- ・現場代理人又はその親族の急病、事故あるいは慶弔事等が突発的に発生した場合



※現場代理人の不在が概ね1週間を超えると見込まれる場合、発注者は現場代理人の変更を求めること。